



申25号「統括センター及び営業統括センター発足に伴う、組合掲示板及び情報綴りの設置について」に関する申し入れ

4月28日、交渉開催!

■組合の申し入れと会社回答

1. 会社が示した案における「作業場所」の基準と「掲示板」及び「情報綴り」の設置変更数を明らかにすること。

統括センターにおける組合掲示板の設置基準については、「労使間の取扱いに関する協約（令和3年10月1日締結）」第63条第4項の定めにより、統括センター内の会社が許可する作業場所（従前の駅または区所）に設置することができることとする考えである。また、統括センターにおける情報綴りの設置基準については、統括センターにおいて2名以上の組合員が在籍する場合、統括センター内の組合掲示板が設置されていない会社が許可する作業場所（従前の駅または区所）に、それぞれ情報綴りを1枚設置することができることとする考えである。

2. 会社が示した案における「掲示板」及び「情報綴り」の設置場所、掲示責任者、申請等の考え方を明らかにすること。

労使間の取扱いに関する協約（令和3年10月1日締結）に則り取り扱うこととなる。

3. 会社が示した案においても「労使間の取扱いに関する協約（令和3年10月1日締結）」に則り、掲示板の設置要件は変更しないこと。

労使間の取扱いに関する協約（令和3年10月1日締結）に則り取り扱うこととなる。

JR東労組は、4月28日に申25号交渉を行いました。交渉の中では会社の合意案で「**組合の情宣活動が出来なくなったり、制限されるものではない**」ことを確認しました。また、組合から、会社の合意案では今後、問題が発生する可能性があることを指摘しました。

交渉の詳細や今後については、別途、報告・議論を行います。

中央本部は、組合内の議論と労使議論を成熟させ、組織判断を行っていきます!